

## 第120号議案 品川区長の給与の特例に関する条例

### 1 条例制定の趣旨

区長が掲げる「区民とともに進める新しい品川区政」の実現に向け、選挙公約に基づき、区長の給与を減額するため、条例を制定する。

### 2 条例の内容

具体的な引き下げ額について（令和5年1月現在の金額から2割減額とした場合）

	給料月額	地域手当（12%）	期末手当（3.50月）	退職手当
減額前	1,140,000円	136,800円	6,360,060円	21,888,000円
減額後	912,000円	109,440円	5,088,048円	17,510,400円

### 3 施行期日

令和5年2月1日

### 4 その他

減額前にすでに支給された給与（令和4年12月分および令和5年1月分）については、令和5年2月分および同年3月分の給与を4割減額とすることで調整するものとする。